

## 編集後記

一次審査 (FA) がされるまでの審査順番待ち期間を「10年後 (長期目標 (2013年)) には、世界最高水準である11ヶ月を達成する」とあった「知的財産推進計画2004」。10年が経ち「知的財産推進計画2014」ではにわかにはクローズアップされた「オープン・アンド・クローズ戦略」の文字が躍っている。さてこの戦略。知財推進計画2014では「特許権と営業・技術秘密を適切に使い分けて企業価値の最大化を目指すオープン・アンド・クローズ戦略」とあり、特許権をオープンに、営業・技術秘密をクローズに当てはめている。他方、欧米諸国が展開し、成功している戦略がこれまた「オープン・アンド・クローズ戦略」と呼ばれ (小川紘一著: オープン・アンド・クローズ戦略 日本企業再興の条件) より、大雑把に言うと、自由がオープンで、他社の自由にならない特許権や営業・技術秘密がクローズに当てはまるようだ。つまり特許権が、日本ではオープンに当てはまり、欧米ではクローズに当てはまる構図になっている。欧米のクローズ戦略に関しては、自社のコア技術とインターフェース部分をしっかりと押さえたアップルやインテルが有名であるが、これを特許権に関する、日本型の戦略と、欧米型の戦略に分けるものではない。要するに、前者は「発明」のオープン・アンド・クローズ戦略で、後者は「事業」のオープン・アンド・クローズ戦略である。欧米にも「発明」のオープン・アンド・クローズ戦略があり、日本にも「事業」のオープン・アンド・クローズ戦略がある。そして、技術 (発明) で勝って事業でも勝つ日本であり続けるためには、両方の戦略が必要であることが見えてくる。

昔、ずっと自動車の審査官だった。パワステ、前後輪操舵、アンチスキッドブレーキ。次々とクルマを快適かつ安全にする発明の審査に心が躍った。趣味では何台もビデオデッキを集めた。テープをローディングする様子を覗いては狭いスペースに巧みに組み込まれたメカにしばれた。いまやビデオや音楽の再生においてメカらしいメカは姿を消した。デジタル化の波に飲まれ、モノづくりのサイズも小さくなり、日本の技が光らない。クルマは人が乗るからサイズはかわらない。日本の光る技が高付加価値を付ける枠がありそうだ。こうした状況にあって、今後、「事業」と「発明」のオープン・アンド・クローズ戦略を考えると、「事業」の戦略は真似の出来ない部分をクローズ

にすれば良いのだからわかりやすい。しかしながら、「発明」の戦略は何をオープンにして、何をクローズにすればいいのかわかりにくい。それを考えること自体が戦略なのかもしれない。特許研究の良い題材にも思える。

「事業」の戦略をオープン側とクローズ側の左右に広げた場合、「特許」にするというアクションを挟んで、オープン側に特許の取得を志向しない「自由」、クローズ側に特許の出願を避ける「営業・技術の秘密」の戦略が広がる。「事業」の戦略において、「自由」と「秘密」の間に挟まれる、「特許」を取得した発明に関して、当該発明は、上述のとおり、「発明」の戦略としては、その内容が公開されることからオープンだが、「事業」としては、開放特許のようなオープンな扱いも、模倣をさせない守りの特許でクローズな扱いもできる。検討のポイントは2点。

①模倣させないクローズな扱いをする「特許」に守られる発明と営業・技術秘密にする発明との境界線 (要するに「発明」のオープン・アンド・クローズ戦略の境界線) は何か?

②開放する特許は何のために取得するのか?

①「クローズ」扱いの特許発明に関して、特許はそもそも、発明の努力が安易な模倣で踏みにじられることのないようにするためのものである。だから、簡単に模倣することができる発明かどうかを検討した結果を判断の鍵とするのがひとつの考え方である。商品として世に出された際にそこに含まれる発明が簡単に模倣をされるようなものの場合、真に特許の出番だ。簡単に模倣されるということは、発明がわかりやすく、いくら秘密にしたつもりでも、その秘密が守られないのだから、特許で守るしかない。

逆にそう簡単に模倣をすることができない発明なら、わざわざ特許出願をして公開し、世の中に、模倣や改良のヒントを提供することもなかろう。つまりはまず「技術の秘密」とすることが頭に浮かぶ。なお、簡単に模倣をされるような発明だからといって、商品として世に出す予定もないものまで、次々と特許出願し、内容を公開することはいわゆる技術流出につながるもので、ここでは少し観点がずれるが「発明」の戦略の一観点としておく必要はありそうだ。

②他方、「開放する特許」は何のために取得するのか?

特許は発明の努力が安易な模倣で踏みにじられ

ることのないようにするためのものであると先述したが、模倣してほしい発明もある。だからといって模倣が許される相手を選びたい場合もあろう。そうした場合、「発明」としてはオープンだが、「事業」としては半オープンな展開が可能となる。

しかし特許権が付された技術ともなると敷居が高く、避けて通ろうとする気持ちを生起させる場合があることに注意が必要である。この特許は開放されたものです、といくら謳ったところで、何らかのライセンス契約等が必要なものの自由な事業展開は困難であり、かといって何の契約等もいらない自由すぎる特許権では何のために取得するのか投資の意欲が湧かない。ここに特許の開放の難しさがあり、結局、特許の出番のない、いわゆるオープンな事業戦略に帰着するわけだ。

「役に立つ特許」が FA11 達成の先の特許制度においてクローズアップされつつある。それが何であるのかを考えることが、「発明」のオープン・アンド・クローズ戦略となるのであるが、上述のとおり、それが同時に「事業」のオープン・アンド・クローズ戦略を進めていることになるようだ。日本のポテンシャルは高い。「発明」をうまく抱え込み、底力を発揮する時代の到来を感じる。(N.O)



今回の巻頭言は、ソニー株式会社の守屋文彦知財センター長にお願いした。標準規格策定における特許問題について、近年の司法、行政、実務の状況などについて概説して下さった上で、解決策の一つとして挙げられるパテントプールの活用に向けての課題を整理して下さっている。

論文欄では3本の論文を掲載した。

立教大学特任教授の和久井理子先生には、偽造医薬品・食品対策における商標制度の役割について考察していただいた。偽造医薬品・偽造食品に関する我が国の規制の現状分析や英国制度との比較等を通じて問題点などを整理しつつ、制度設計とその運用における課題について検討して下さっている。

吉村和彦弁理士には、知財高裁の審決取消訴訟において拘束力について争われた事例について、整理・分析いただいた。審査、第一次審決、第一次判決、第二次審決に至る経緯を類型化した上で、8つの事案について分析・検討して下さっている。

明治大学専任講師の金子敏哉先生には、移転登録前の冒認出願人の実施による特許権侵害と真の権利者の損害賠償請求権の問題について検討していただいた。冒頭で二つの視点から問題提起を行い、冒認出願人の移転登録前の実施と通常実施権の関係、特許権侵害の成否、損害賠償請求の可否などの様々な論点について考察して下さっている。

情報欄では、2本の論考を掲載した。

まず工業所有権協力センターの櫻井孝専務理事に、制度創設期の我が国の実用新案制度についてご紹介いただいた。実用新案件数と特許件数との比較など、実用新案制度の80年間の利用状況の変遷や実例などについて、多様な資料を分析、引用、整理しつつ、わかりやすく概説して下さっている。

他方、生物多様性条約及び名古屋議定書に対する学術機関の対応に関し、様々な取り組みを展開している国立遺伝学研究所知的財産室 ABS 学術対策チームリーダーの森岡一氏には、同チームの活動概要とともに、考慮すべき事項や今後の課題などについてご紹介いただいた。遺伝資源等の利用に関する名古屋議定書は、今年の10月に発効が予定されており、我が国でも批准に向けた検討が進められている。学術機関等における対応も必要となるが、その際に参考となる情報がまとめられている。

本誌のご感想、掲載記事やバックナンバー等に関するお問い合わせは、独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室 (FAX: 03-3595-2792, E-mail: PA9305@inpit.jpo.go.jp) まで。

本誌(第39号以降)の内容は、工業所有権情報・研修館のWebサイト (<http://www.inpit.go.jp/jinzai/study/index.html>) でも閲覧可能である。(M.T)

---

**特許研究 PATENT STUDIES No. 58 (September 2014) ©**

平成 26 年 9 月 30 日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号

電話：03-3581-5092 FAX：03-3595-2792



HP (<http://www.inpit.go.jp/index.html>)

印刷所 株式会社 アイフィス

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。